

建設産業常任委員会

1 開 議 令和7年9月18日(木) 午前10時00分

2 場 所 委員会室1

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第52号 大田原市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第54号 大田原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第3 議案第55号 大田原市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

建設産業常任委員会名簿

委員長	滝	田	一	郎	出席
副委員長	岡	野		忠	出席
委員	内	藤	幹	夫	出席
	秋	山	幸	子	出席
	前	野	良	三	出席
	君	島	孝	明	出席
	引	地	達	雄	出席

当局	建設部長	松本	浩一	出席
	水道局長	五月女	真	出席
	都市計画課長	長	竜也	出席

事務局	高橋	洋	陽	出席
-----	----	---	---	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（滝田一郎） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。

これより建設産業常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりであります。

当局の出席者は、建設部長、水道局長、都市計画課長であります。

◎議案第52号 大田原市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（滝田一郎） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第52号 大田原市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。
建設部長。

○建設部長（松本浩一） 建設部長の松本です。本日同席しておりますのは、長都市計画課長です。よろしくお願いたします。

議案第52号 大田原市都市公園条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議におきましてご説明申し上げましたが、本日は担当の長都市計画課長よりご説明いたします。よろしくお願いたします。

○委員長（滝田一郎） 都市計画課長。

○都市計画課長（長 竜也） それでは、議案第52号 大田原市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書補助資料75ページを御覧ください。まず、議案の概要であります。近年都市公園内において自然景観を背景とした結婚式の前撮りなど商業撮影の許可に関する問合せがありまして、現行では条例に規定がなく、それらの行為の許可ができないため、業としての撮影行為を許可できるよう条例で定めるため、また都市公園法に基づき都市公園内に放置された車両を含む工作物等を速やかに撤去できるよう、同法に規定する工作物等の保管、売却及び返還に係る手続の方法を条例で定めるため、当該条例の一部を改正するものです。

66ページにお戻りいただき、議案書を御覧ください。次に、改正内容であります。新旧対照表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正します。

第1条と次のページに移りまして、第2条は文言の修正であります。

第5条は、行為の制限を規定しておりますが、第1項第2号に業として「写真又は映画の撮影を行うこと。」を追加し、市長の許可を受ければ商業目的の撮影行為が可能となるよう改正します。

同条第2項の改正は、第1項の許可を受けるに当たり、申請書に記載する事項をこの条例が委任する大田原市都市公園条例施行規則で定めていることから、文言について「市長の定める」を「規則で定める」に改めます。

第7条は文言の修正です。

次のページに移りまして、第9条及び第10条は、先ほどと同じ理由で「規則で定める」に文言を改めます。

第11条、第12条、次のページに移りまして、第13条、第14条及び第15条は文言の修正です。

次のページに移りまして、第16条は、公園利用者が建物、設備等を破損又は滅失したときに原状回復や損害を賠償しなければならないことと、これらを履行しないときに、市長が代行し、その費用を請求できることを規定するものですが、内容を整理するため、項立てとし、第1項に原状回復と損害賠償の規定を、第2項に市長が代行し、費用を請求できる規定に改正します。

第17条は、都市公園法第27条第5項の規定による工作物等を保管した場合の公示事項について新設するものです。第1号で工作物等の名称又は種類、形状及び数量を、第2号で工作物等が放置されていた場所及び除却した日時を、第3号で保管を始めた日時及び保管の場所を、第4号でその他必要な事項を公示することとします。

次のページに移りまして、第18条は工作物等を保管した場合の公示の方法について新設するものです。第1項第1号で、保管を始めた日から起算して14日間、市の掲示場に掲示することを、第2号で工作物等のうち特に貴重であるものは、第1号の期間満了後も市ホームページ等で掲載することとします。第2項は、保管した構造物等の一覧簿を備え付ける旨を規定します。

第19条は、工作物等の価額の評価方法として、取引の実例価格、使用年数、損耗の程度その他事情を勘案して行うものとし、必要がある場合は専門的知識を有する者の意見を聞くことができる旨を新設するものです。

次のページに移りまして、第20条は工作物等の売却方法について競争入札に付して行うものとし、入札者がいない場合や競争入札に付することが適当でないとする場合は、随意契約により売却することができる旨を新設するものです。

第21条は、工作物等を返還する場合の手続を新設するものです。

以上が保管した工作物等の保管、売却及び返還に係る規定になります。

なお、工作物等を廃棄する場合につきましては、都市公園法第27条第7項にその定めがあり、公園管理者は工作物等の価額が著しく低い場合や売却しても買受人がないことが明らかな場合は、当該工作物等を廃棄することができることとされています。第17条から第21条を新設することにより、第17条を第22条に改め、以下5条ずつ繰り下げ、一部文言の修正を行います。

次のページに移りまして、別表第4の1の表及び2の表は、単位の欄を削るものです。

次のページに移りまして、3の表の第5条第1項各号に掲げる行為の許可による使用料の改正は、使用料原価計算表の算定結果及び周辺自治体の料金を参考に、業として行う写真の撮影を月額500円に、業として行う映画の撮影を月額1,000円と定めるとともに、文言の修正を行うものであります。

最後に、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行すると規定いたします。

以上で議案第52号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（滝田一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

秋山委員。

- 委員（秋山幸子） この中に工作物という言葉がいっぱい出てくるのですけれども、放置自動車とかというような言葉だけだったので、ちょっとこのイメージがつかめなくて、ほかにどんなものがあるのか。その価値とかがあれば適当な額で売却したりとかいうのもありますけれども。よろしくお願ひします。
- 委員長（滝田一郎） 都市計画課長。
- 都市計画課長（長 竜也） 先ほどの工作物の種類でございますが、冒頭に出ました車両とか、動産で動くものも対応していますし、工作物ですと、例えば占有でいろんなテント、掲示物とか、フェンスはあるかどうか分かりませんが、そういった動かないもの、不動産ですね、そういうものを、占有期間を過ぎても設置している場合には撤去命令ができるようなものになっているので、そういうのも含めて工作物と呼んでおります。
- 委員長（滝田一郎） 秋山委員。
- 委員（秋山幸子） 映画撮影ということが今出てきているのですけれども、実際にニュースなんかでも今撮影が始まっている「風、薫る」とか、そういったことについて何か関係するものがあつたか。
- 委員長（滝田一郎） 都市計画課長。
- 都市計画課長（長 竜也） ご質問の例えばその映画撮影で「風、薫る」とか、ドラマとか、そういうものに関しましては、市のPRになるものとして公益性が高いものということで、無償で今のところはやっておりますが、映画撮影ですと、例えば我々が想定しているのは、結婚式のビデオ撮影とか、それから業者がやる場合にあるのではないかと考えていますが、想定ではあまりないのではないかと考えています。映画はほとんど多分無償になってしまうのかなと感じています。
- 委員長（滝田一郎） 内藤委員。
- 委員（内藤幹夫） 今回新たに写真撮影とか映画撮影に関して追加で費用を取るという形になってはいますが、以前からもそういった相談があつたと聞きますが、こういうことができますよということで周知というのはどういうふうに行うのでしょうか。
- 委員長（滝田一郎） 都市計画課長。
- 都市計画課長（長 竜也） 特に周知するということはしませんが、問合せがあつたときに答えられるように、条例を制定しておいたら今度は撮影ができるようになりますので、そういうふうを考えております。周知等はする予定はございません。
- 委員長（滝田一郎） 内藤委員。
- 委員（内藤幹夫） あと、工作物で撤去とか、廃棄とかいってもお金にならないもの、そういうふうの説明があつたのですが、そういった費用は市で全部見るという形になるのですか。
- 委員長（滝田一郎） 都市計画課長。
- 都市計画課長（長 竜也） 一時的に市で費用は負担しますが、所有者側に費用は請求する予定でございます。
- 委員長（滝田一郎） 君島委員。
- 委員（君島孝明） 現在放置しているもの、何か把握していらっしゃいますか。
- 委員長（滝田一郎） 都市計画課長。
- 都市計画課長（長 竜也） 現在は中央多目的公園にございます乗用車1台しか把握しておりません。

以上です。

- 委員長（滝田一郎） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。
これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

- 委員長（滝田一郎） 意見はないようでありますので、意見を終わります。
それでは、採決いたします。
議案第52号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

- 委員長（滝田一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号 大田原市都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第54号 大田原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

- 委員長（滝田一郎） それでは、次に日程第2、議案第54号 大田原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。
水道局長。

- 水道局長（五月女 真） 水道局長兼上下水道課長の五月女と申します。議案第54号、議案第55号につきましては、私からご説明申し上げます。

それでは、議案第54号 令和6年度大田原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、本会議の中でご説明申し上げましたが、改めてご説明させていただきます。

初めに、資料番号7、大田原市水道事業会計決算書31ページの水道事業損益計算書を御覧ください。令和6年度の水道事業会計決算における当年度純利益は、下から4行目になりますが、1億5,037万7,884円となっており、この内訳については、現金裏づけのある利益相当額が7,623万9,126円、現金裏づけのない利益相当額が7,413万8,758円となります。また、その他未処分利益剰余金変動額は、令和6年度減債積立金取崩し額の9,259万2,294円となります。これらを合算した2億4,297万178円が当年度未処分利益剰余金となります。

次に、33ページ、令和6年度大田原市水道事業剰余金処分計算書（案）を御覧ください。当年度未処分利益剰余金の処分につきましては、計算書にありますとおり、現金裏づけのある利益相当額7,623万9,126円を減債積立金に積み立て、現金裏づけのない利益相当額7,413万8,758円とその他未処分利益剰余金変動額9,259万2,294円を合わせた1億6,673万1,052円を自己資本金に組み入れるものであります。

なお、処分後の残高は、決算書に記載のとおり、資本金60億2,021万6,803円、資本剰余金1億327万2,768円、未処分利益剰余金0円となります。

以上で議案第54号の説明を終わります。

- 委員長（滝田一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

- 委員長(滝田一郎) 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。
これより意見を行います。

(「なし」と言う人あり)

- 委員長(滝田一郎) 意見はないようでありますので、意見を終わります。
それでは、採決いたします。
議案第54号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

- 委員長(滝田一郎) 異議なしと認めます。
よって、議案第54号 大田原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第55号 大田原市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

- 委員長(滝田一郎) 次に、日程第3、議案第55号 大田原市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。
水道局長。

- 水道局長(五月女 真) 続きまして、議案第55号 令和6年度大田原市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明させていただきます。

初めに、資料番号8、大田原市下水道事業会計決算書27ページの下水道事業損益計算書を御覧ください。
令和6年度下水道事業会計決算における当年度純利益は、下から4行目になりますが、1億6,178万1,795円となります。前年度繰越利益剰余金は0円のため、当年度純利益1億6,178万1,795円とその他未処分利益剰余金変動額2億2,446万1,332円を足した3億8,624万3,127円が当年度未処分利益剰余金となります。

次に、29ページ、令和6年度大田原市下水道事業剰余金処分計算書(案)を御覧ください。処分方法につきましては、当年度純利益1億6,178万1,795円は、全額が現金の裏づけのある純利益であるため、1億6,178万1,795円を減債積立金に積み立てることとし、令和6年度に取り崩した前年度の積立金である2億2,446万1,332円を自己資本金へ組み入れるものであります。

なお、処分後の残高は、計算書に記載のとおり、資本金45億981万182円、資本剰余金1億9,428万1,126円、未処分利益剰余金0円となります。

以上で議案第55号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

- 委員長(滝田一郎) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

秋山委員。

- 委員(秋山幸子) 希望的なあれなのですけれども、利益の使い道というところで後年の施設新設、更新など費用のために内部留保するとこれに書かれていると思うのですけれども、その使い道のところで、例

えば市民が願っている高い下水道使用料単価の引下げとか、そういうことには利用できないものなのでしようか。

○委員長（滝田一郎） 水道局長。

○水道局長（五月女 真） 先ほどのご質問にお答えいたします。

こちらの剰余金につきましては、あくまでもそういった下水道使用料の減免とかに使ってしまうと、またそのお金をほかに放出することになってしまい、自己資本金の強化につながるものではなくてなってしまうので、そういった使い道ではございません。

○委員長（滝田一郎） 秋山委員。

○委員（秋山幸子） 希望的な見方なのですけれども、今議会で、後期高齢者医療制度で子ども・子育て支援事業に財源として出すということがありましたので、いずれではありますが、こういったためであるお金もやはり下水道使用料引下げに使えるように、まるで希望はないですか、お聞きします。

○委員長（滝田一郎） 水道局長。

○水道局長（五月女 真） お答えいたします。

今現在下水道の管路等の耐用年数はまだ超えてはいませんが、後々施設の更新費用とか、あとは現在黒羽の水処理センターの電気施設とか、そういった更新も控えております。また、黒羽地区の水処理センター、金丸農業集落排水、川西の第一、第二排水の統合事業も控えておりますので、将来にわたって更新事業、そういう費用について、これからますます増加していくものと思われまますので、そういった使い道は今のところは考えてございません。よろしくお願ひします。

○委員長（滝田一郎） 秋山委員。

○委員（秋山幸子） 昨日もニュースで、各地で下水道管に穴が空いていることが日本中全国で見つかったという話もあったのですけれども、栃木県というか、大田原市ではそういうことは、該当するものはなかったのでしょうか。

○委員長（滝田一郎） 水道局長。

○水道局長（五月女 真） お答えいたします。

9月の本定例会で補正予算のご議決をいただきまして、その管路の重点調査、そちらのほうを今回実施する運びとなりました。朝の新聞報道にありましたそちらの内容につきましては、緊急性の高い、優先度の高い管路については、夏頃までに調査を終了した上で報告するよにという、調査の内容は同じなのですけれども、その優先度が高いところの調査でありまして、今回補正予算でご議決いただきました本市の管路については、雨水管、下水路、そちらのほうの調査ということで、あと今朝の新聞では、そういった管に穴が空いているとか具体的な表現ではなくて、陥没のおそれがあるとかそういう内容で、繰り返になりますけれども、優先度が高い管路というのは、埼玉県八潮市であった下水道道路の陥没事故、そういうおそれがある場所、硫化水素の発生のおそれがある場所と、危険性の高いところの調査でありまして、本市においてはそこまでの危険性はないということで、2月10日頃までの調査報告としておるところです。

以上です。よろしくお願ひします。

○委員長（滝田一郎） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(滝田一郎) 意見はないようですので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第55号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(滝田一郎) 異議なしと認めます。

よって、議案第55号 大田原市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案を可とすることに決しました。

◎散 会

○委員長(滝田一郎) 以上で当委員会の審査は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時23分 散会